

# Green Plan Reference Data

參考資料



# 1. 策定経過

## 平成 17 年度

- 現況調査
- アンケート調査
- 課題の整理

- 平成17年11月 ◆広報に記事を掲載（緑の基本計画とは／市民懇談会メンバー募集）  
 ◇小学生アンケート調査実施  
 （平成17年11月～平成18年1月）  
 ○庁内関係各課にヒアリング事前回答書の依頼
- 12月 ○庁内関係各課ヒアリング  
 ◇市民アンケート調査実施（平成17年12月）
- 平成18年 2月 ◆広報に記事を掲載（緑のまちづくりアンケート調査協力のお願い）  
 ◆第1回 市民懇談会
- 3月 ◆第2回 市民懇談会

## 平成 18 年度

- 計画立案
- 調整と協議
- 緑の基本計画の決定

- 平成18年 4月 ◆広報に記事を掲載（緑の基本計画策定に向けて）  
 5月 ◆第3回 市民懇談会（みどりのフィールドワーク）  
 6月 ◆第4回 市民懇談会  
 7月 ◆広報に記事を掲載（市民懇談会で話し合いを進めています／アンケート調査結果がまとまりました）  
 ○庁内検討会メンバーに資料を配布  
 ●第1回 策定検討会
- 8月 ◆第5回 市民懇談会
- 9月 ◆広報に記事を掲載（第1回策定検討会が開催されました）
- 10月 ◆第6回 市民懇談会  
 ●第1回庁内検討会  
 ●第2回 策定検討会
- 11月 ◆広報に記事を掲載（みどりのまちづくりミニ・シンポジウム開催）  
 ◆市民懇談会 シンポジウム準備会  
 ◆「南アルプス市みどりのまちづくりミニ・シンポジウム」（11月12日）
- 12月 □山梨県都市計画課との協議  
 □都市計画審議会へ報告
- 平成19年 3月 ○第2回 庁内検討会  
 ●第3回 策定検討会  
 □南アルプス市緑の基本計画の策定

## 2. 「みどりのまちづくり市民プラン」の提言



○みどりのまちづくり市民プラン



○ミニ・シンポジウム参加メンバー

### 南アルプス市のみどりを提案します!!

#### 趣意文

南アルプス市長 石川 豊 殿

私たち、南アルプス市緑の基本計画市民懇談会は、緑豊かな明るく住み良いまちづくりの実現に向けて、これまで6回の懇談会を開き、フィールドワークやワークショップを通して、合併3年目を迎える我が南アルプス市を市民の視点から検討してまいりました。

さまざまな意見が出る中で、大きく2つの体系にまとめました。

1つは「守り伝えるみどり」であり、もう一つは「創り育てるみどり」です。

そして、これら体系に関わり全体を廻していく仕組みづくりを進めるため、次世代へ引き継ぐ緑の環境教育をどのように進めるべきか？あるいは、今出来ること、しなければいけないことはなにか？などを中心に検討してまいりました。

「守り伝えるみどり」については、ひとづくり、組織づくり、みどりの啓発や意識づくり、そして環境教育や社会教育などのプログラムづくりなどがあげられました。

「創り育てるみどり」のための活動としては、緑の活動ネットワークづくりや、(仮)緑のサポートセンターの創設、今ある大切なみどりを守り増やす取り組みがあげられました。

以上の大きな緑の体系を「みどりのまちづくり市民プラン」としてまとめ、市民と行政が一体となり、緑豊かな田園都市「南アルプス市」を目指していくことをここに提言いたします。

平成18年11月12日

南アルプス市緑の基本計画 市民懇談会委員一同



### 3. 「南アルプス市みどりのまちづくりミニ・シンポジウム」の概要



南アルプス市緑の基本計画 市民懇談会の提案

## みどりのまちづくりミニ・シンポジウム!!

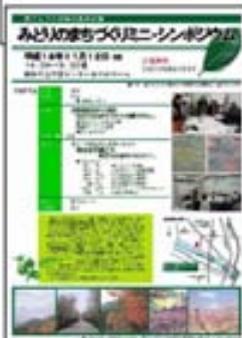


秋の紅葉も深まる11月、榊形生涯学習センターあやめホールにおいて「南アルプス市みどりのまちづくりミニ・シンポジウム」を開催しました。

このシンポジウムは、南アルプス市緑の基本計画策定の提案に向けた市民懇談会の締めくくりとして参加者の皆さんと市が共催で行ったものです。

懇談会は、今年冬の2月より約10ヶ月に渡り、みどりのまちづくりへ向けた市民提案をまとめるため、何度も協議を重ね、ようやくこの発表の場へこぎつけました。

このニュース号外は、これまでの懇談会の概要とミニ・シンポジウムの記録を整理したものです。



・会場（榊形生涯学習センターあやめホール）

#### ミニ・シンポジウムのめざすこと!

- 市民懇談会の成果を広く公開の場で発表し、多くの市民との意見交換など協議を深めます
- 市民懇談会成果を市へ提言し、策定検討会及び計画まとめへの反映を図ります
- 緑の基本計画や緑のまちづくりについてのPR・市民の関心を高めます

## 第1部 みどりのまちづくり市民プランの提案

### ①はじめに－緑の基本計画と懇談会ワークショップの概要



・懇談会代表あいさつ

第1部「みどりのまちづくり市民プランの提案」の冒頭では、はじめに「緑の基本計画の概要」として、策定の目的や進め方などを市事務局の建設部都市整備課中島司さんより説明を行いました。

続いて、ワークショップアドバイザー堀内洋さんにより「ワークショップの概要」として、これまでの市民懇談会の経過や各回成果などの説明が行われました。



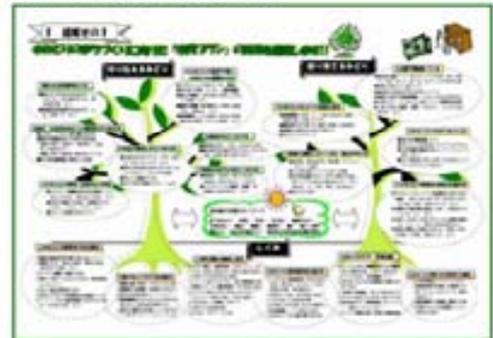
・ワーク成果貼りだしボード

## ②市民プラン・提案その1の発表



いよいよ市民プランの発表です。発表は、会場前面の大きなスクリーンに懇談会提案を写し進めました。来場者の皆さんの手元には、提案まとめの抜粋版を配布しています。

はじめに提案その1として「みどりのまちづくりに向けた市民プランの体系」を飯久保貴さんが説明を行いました。飯久保さんは、市民懇談会の副座長をつとめてきました。「守り伝えるみどり」「創り育てるみどり」「しくみづくり」を、順を追って発表しました。



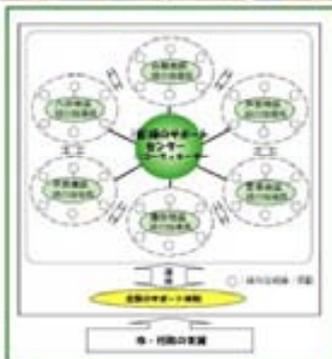
・市民プランの体系

## ③市民プラン・提案その2-重点プランの発表



続いて、提案その2「重点プラン」の発表です。はじめに、「重点プランを提案するにあたって」これまで話し合った市のみどりの問題と解決に向けた提案を、懇談会の駒子征雄さんが説明を行いました。次に、重点プラン「活動の小さな芽を育て、今でできることから始めよう!!」を懇談会の秋山幸弘さんが発表を行いました。

この重点プランは、「(仮)南アルプス市みどりの市民ネットワークづくり」と「次世代へ引き継ぐ緑の環境教育を進めよう」の2つをテーマに、懇談会メンバーの熱い想いと多くの知恵が凝縮されています。会場からは大きな拍手をいただきました。



・ネットワークのイメージ



## ④みどりのまちづくり市民プランの提出！



これまでの検討・協議成果は「みどりのまちづくり市民プラン」として、市民懇談会による提言書としてまとめました。

懇談会座長をつとめていただいた野田可織さんにより、メンバー全員の想いや願いをひとつひとつ、言葉に託し「遠慮文」が読み上げられ、石川市長に提言書を提出しました。

ワークショップの中では、時にはとまどいや熱い議論が交わされたこともありましたが、この天気のような晴れ晴れとした提言書の提出となりました。

## 第2部

# みんなで描こうみどりのまちづくり！

## ーパネルディスカッションー



第2部のパネルディスカッションは、参加者やパネリスト、来場者を含めたオープンな形式で意見交換を行う場として位置づけました。進め方は、ワークショップの成果・提案を基調としました。

パネリストは次の方々です。

- 市民懇談会代表  
野田可織座長、金丸松江さん、中島勉さん
- 石川市長、山梨大学大山助教(学識経験者)
- オブザーバー：小野直之さん(山梨大学学生代表)
- 市民懇談会アドバイザー：松下英志さん(㈱ブレンズ)
- コーディネーター：宮武由里子さん(㈱ブレンズ)

## ①発表・提案への感想



はじめに、これまでの提案発表への率直な感想を伺いました。石川市長からは「南アルプス市の名前にあふさわしい環境づくり」や、大山先生は「提案後の協働による市民活動が重要」、また、小野さんは「実際様々な活動を行っているメンバーによる提案が重要、早期実現を望む」、松下アドバイザーは「懇談会の意欲的な取り組みから今後毎年1つずつ活動の花を咲かせて欲しい」などの感想がありました。



## ②懇談会からの提案！



次に、懇談会代表パネリストにより、特に重視したい提案、また会場に伝えたい提案などについて意見をいただきました。

野田座長は「ふるさとの緑の原点について」、金丸さんは「アダプトプログラムの活動からの提案」、中島さんは「企業による緑化活動や懇談会提案のサポートセンターの実現」などについて、協議をさらに深める提案が投げかけられました。



## ③重点テーマ・会場意見交換



続いて、南アルプス市の緑のまちづくりに向けて、会場全体で意見交換を行いました。

各パネリストにより活発な協議が行われるとともに、会場からも意見・提案の手があがりました。

意見交換では、次のような提案があり、閉会時間を少し上回るほど、内容の濃い時間となりました。

### ～主な意見・提案～

- 「桜の会」など実際の活動から、ボランティアの連携や運営、資材等の維持費などの問題もあり、サポートする市の窓口の一本化を期待したい
- 緑化活動など、これまで旧町村個別化した問題があるが、今後は市全体をネットワークし計画の中で位置づけたい。既存のボランティアセンターを市民活動センターとして位置づけを考えたい
- 学校林を市有林として継承し活用したい
- 窓口体制づくり、効果的なPRとともに、情報公開を進め緑や活動の情報を共有化することが必要。また、キーパーソンとなる人材育成も今後重要となる
- 今後は、大局的なスパンでの活動継続が重要である



・会場意見・提案

## ●閉会のことば

最後に閉会のあいさつが、懇談会の塩沢梅子さんにより行われました。

閉会の言葉にもありましたが、最初は見知らぬメンバー同士からはじまり、ともに貴重な時間を過ごし、有意義な協議を進めていくことで、このような成果へ結びつけることができました。

ミニ・シンポジウムにおいても、多くの皆さんと市のみどりを見つめ直すことができました。皆さんご苦労様でした。そして、ありがとうございました。



# 4. 市民懇談会メンバー

## ◆各地区別メンバー

### 八田地区

中島 勉さん                      三枝 洋さん

### 白根地区

井原 一さん                      野田 可織さん（座長）  
 市川 元信さん                  飯野 久正さん  
 金丸 松江さん                  塩沢 梅子さん  
 塚原 幸子さん                  原 秀子さん

### 芦安地区

清水 准一さん                  清水 百太郎さん

### 若草地区

北村 建さん                      信田 昭一さん  
 小野 さと子さん                  望月 和美さん

### 櫛形地区

青沼 久雄さん                  秋山 幸弘さん  
 野中 勝磨さん                  飯久保 貴さん（副座長）  
 中込 通雄さん

### 甲西地区

竹原 征邦さん                  向山 香さん  
 飯窪 功児さん                  鞠子 征雄さん

計25名の皆さん



## 5. 緑の基本計画策定メンバー

### (1) 策定検討会委員名簿

順不同・敬称省略

職名等	氏名	前任者	備考
山梨大学大学院助教授	大山 勲		会長
市議会議長	清水 勝則		
市議会副議長	若尾 敏男		
市議会産業土木委員長	久保田松幸	深澤 米男	
商工会長	小林 寛樹		副会長
農業委員会長	米山 毅	名取 保	
巨摩野農協組合長	内田 信也		
森林振興協議会	厚芝 邦雄		
緑の源流を守る会	名取 栄一		
郷土研究部代表	相原 千里		
若草地区区長会会長	渡邊 健		
八田地区区長会会長	清水 武秀		
白根地区区長会会長	清水 重仁		
芦安地区区長会会長	伊東 隆雅		
櫛形地区区長会会長	櫻田 博	小野 貞彦	
甲西地区区長会会長	深澤 純		
市民懇談会座長	野田 可織		
市民懇談会副座長	飯久保 貴		
山梨県中北建設事務所長	古屋 良夫		
助 役	小池 通義		
建設部長	東條 一邦	荻野 忠彦	



○第1回策定検討会



○第2回策定検討会



○第3回策定検討会

**(2) 庁内検討会委員名簿**

順不同・敬称省略

部 課 名	職 名 等	氏 名		備 考
		平成 17 年度	平成 18 年度	
企画部政策秘書課	課 長	穂坂 二郎		
	政策研究担当	栃原 伸幸		
企画部企画課	課 長	小池 康郎		
	行政運営担当	塚原 浩二		
総務部総務課	課 長	中澤都喜夫	原田 順治	
	防災防犯担当	小林 徳男		
市民部市民生活課	課 長	中嶋 義仁	西川 康平	
	市民参画担当	杉山 啓子		
市民部環境課	課 長	矢崎 高広		
	環境保全担当	澤口 政彦		
農林商工部農業振興課	課 長	保坂 昌志		
	農政計画担当	中村 博明		
	農業振興担当	伊藤喜久夫		
農林商工部みどり自然課	課 長	海福 芳人		
	みどり推進担当	依田 昭造		
	森づくり担当	横内 広記	深澤 晴夫	
農林商工部観光商工課	課 長	西川 康平	飯野 猛男	
	観光担当	深澤 秀	飯野 清徳	
建設部道路整備課	課 長	手塚 修		
	道路河川担当	川崎 成一		
建設部地域整備課	課 長	野沢 浄		
	維持担当	千葉 裕一		
建設部都市整備課	課 長	望月 良雄		
	都市整備担当	新津 元博		
	指導担当	高野 晃史		
建設部建築住宅課	課 長	内藤 肇	秋山 太子	
	建築指導担当	手塚 千広		
教育委員会文化財課	課 長	保坂 敏子		
	文化財担当	深澤 安丸		
教育委員会学校教育課	課 長	辻 高廣	渡邊 正義	
	学校教育担当	深澤智恵美	依田 明子	
	教育指導担当	齊藤 光裕		

**(3) 事務局職員名簿**

職 名 等	氏 名		備 考
	平成 17 年度	平成 18 年度	
都市整備課課長	望月 良雄		
都市整備課計画担当	齊藤 貞文		
都市整備課計画担当	中島 司		
都市整備課計画担当	小野 好人	石川 京子	

## 6. 用語解説

### あ 行

#### アダプトプログラム

里親制度をさす。ボランティアとなる市民や団体が里親となって、一定区画（公園など）を自らの養子とみなし、清掃・美化などを行って面倒をみる仕組みのこと。

#### アメニティ

都市計画などで求める、建物・場所・景観・気候など生活環境の快適さのこと。

#### 一級河川

河川法に基づき、国土保全上、または国民経済上特に重要な水系で、国土交通大臣が指定した河川。

#### 運動公園

都市住民全般の主に運動を目的とする公園で、都市規模に応じて1箇所当たり面積15～75haを標準として配置される。

#### エコロジー

生物とその生活環境との関連を研究する生態学。

#### NPO（特定非営利活動法人）

行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織。  
（Non-Profit Organization の略）

#### オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地を総称している。

### か 行

#### 街区公園

主として、半径250m位の範囲の街区に居住する者の日常的な利用に供することを目的とする公園で、敷地面積を0.25haを標準として配置される。子どもの遊び場になるなど一番身近な公園。

#### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。下水道のない地域での水環境の汚染の防止に有効。

#### 環境基本計画

良好な環境を保全・創造し、次世代も含め市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画。

#### 環境教育（学習）

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の重要性を認識して責任ある行動がとれるようにすることを地域社会へ広げていく教育。

#### 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

#### 環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業。

#### 協働

協力して働くという意味。まちづくりの場合、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用している。

#### 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として、一近隣住区当たり1カ所を誘致距離500mの範囲内で敷地面積2haを標準として配置する。比較的身近な公園、一時避難場所としても利用される。

#### グラインガルテン

クラインガルテン（独 Kleingarten）とは、ドイツで盛んな200年の歴史をもつ農地の賃借制度。日本語訳では「小さな庭」であるが、「市民農園」「市民菜園」とも言われており、野菜や果樹、草花を育て、生き甲斐や余暇の楽しみの創出、都市部での緑地保全や子ども達への豊かな自然教育の場として大きな役割を果たしている。日本でクラインガルテンと呼ばれる施設は、地方自治体の公共事業として、農山村の遊休農地を利用して整備された市民農園が多い。

#### グラウンドワーク

地域住民と企業や行政が連携し、樹木の保全、植樹、緑地づくり、ビオトープづくりなど、地域の身近な環境づくりや改善を行う運動で、イギリスで提唱された運動であるが、我が国でも浸透し、地方都市で活動が行われている。

#### グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

#### グリーンバンク

市民・企業の不用となった庭木等を登録し、必要とする市民・企業に斡旋を行う制度。

#### 景観協定

一定の区域に住む人や店舗・事務所などを持っている人たちが、地域の状況に応じて、自ら建築物の規模や形態、壁面の位置や色彩、樹木の植栽などについてのルールを決め、景観に関する協定を締結したとき、景観協定として認定する制度。

## 景観地区

景観法（平成16年6月制定）の規定に基づき、市町村が市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた地区（平成19年3月現在では、まだ定められた地区はない）。市町村は、景観法に基づく景観計画区域よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていききたい場合、都市計画として、景観地区を定め、（1）建築物の形態意匠、（2）建築物の高さ、（3）壁面の位置、（4）建築物の敷地面積について制限できるとされている。

## 広域公園

主として市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする大規模公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1カ所当たり面積50ha以上を標準として配置する。災害時の最終避難場所としても利用される。

## 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものがある。

## コミュニティ

まち、住宅地、集落など、地域性や共同性という条件で構成されている地域社会のこと。地域共同体。

## さ 行

### 市民農園

自然とのふれあいを求める市民のレクリエーション活動の場として、農業体験を行えるよう農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

### 市民の森

所有者の協力により、民有の樹林地にベンチ、案内板などを整備し、緑地の保全と憩いの場を提供することを目的として指定する樹林地。

### 市民緑地制度

土地の所有者からの申し出により、地方公共団体（都道府県、市町村）または緑地管理機構が当該土地の所有者と契約を締結し、これに基づき、地方公共団体が一定の期間その土地を管理し、住民に公開する制度。

### 住区基幹公園

都市公園法に位置付けられる基幹公園のうち、身近な公園として、主として街区内に居住する者の利用に供する「街区公園」、近隣に居住する者の利用に供する「近隣公園」、徒歩圏内に居住する者の利用に供する「地区公園」の公園機能を目的として分類される。

### 樹林地

樹木が密生している場所のこと。植生により自然林、二次林（人手の加わった林）、人工林（植林地等）に分類できるとともに、地形からは平地林、斜面林などに分類できる。

## 準用河川

河川法に基づく河川のうち、一級河川・二級河川以外の河川で、市町村長が指定した河川。一部の規定を除き二級河川に関する規定が準用される。

## 条 例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

## 親水公園

人が川や水辺に近づき、水に親しむことができるように配慮・デザインされた公園のことで、河川などの護岸では、従来の堤防から水辺に近づきやすい階段状や緩やかな勾配のものがつくられるようになっている。

## 絶滅危惧種

急激な環境変化や乱獲などにより絶滅のおそれのある野生生物の種。

## 雑木林

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギやコナラ、エゴノキなどを中心に土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

## 総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし、都市規模に応じ1カ所当たり面積10~50haを標準として配置する。

## た 行

### 地域制緑地

緑地保全のための法律や条例による土地利用規制等を通じて緑地の保全・創造を図るもので、「緑地保全地域」や「緑地協定」が代表的。

### 地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地球上の気温が上昇する現象のこと。

### 地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的として、スポーツ施設や休憩施設が設置され敷地面積4haを標準として配置する。

## 特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に規定され、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害、または、災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地などとなるもののいずれかに該当する緑地が指定の対象となる。

## 都市基幹公園

都市公園法に位置付けられる基幹公園のうち、都市の代表的な公園として、都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯運動等の総合的な利用に供する「総合公園」、都市住民の主として運動の用に供する「運動公園」の公園機能を目的として分類される。

## 都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域。

## 都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の1つで、都市計画決定された道路のこと。

## 都市公園緑地体系

都市公園は、総合公園・地区公園・近隣公園・街区公園など、利用圏域の規模によって体系的に整備することが求められている。

## 都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1カ所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加、または回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を0.05ha以上とする。

## 土地区画整理事業

地区内の土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩）、その土地を道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することにより、居住環境を向上し、区画を整形化して利用増進を図る事業。

## な 行

### 二級河川

一級河川以外の水系のうち、公共の利害に重要な関係がある河川で、都道府県知事が指定したもの。

### ネットワーク

「網細工、網の目のような組織」の意味であり、ここでは市内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるための相互の連携を意味する。

## は 行

### パートナーシップ

市民・企業・行政などの各主体が、環境保全や緑のまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うとき、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携を行う協調的関係のこと。

### ヒートアイランド現象

都市部でのエネルギーの増加、緑の減少、地表をアスファルトやコンクリートで覆うことや、大気汚染が原因となり、都市部の気温が郊外よりも上昇すること。

### ビオトープ

ドイツ語のBio（生命）とTope（場所）との合成語。野生生物が共存共生できる生態系を持った場所や空間のこと。植生豊かな水辺や雑木林がその代表例であり、また開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の成育・生息環境という意味でも用いられる。

### フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション（野外撮影）を地元で誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動で、ふるさとへの自然や緑をPRし、市民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。現在、県で「山梨フィルムコミッション」を推進しており、この活用を図る。

### 風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、県知事または市町村長が都市計画に定める地域地区。風致地区内での建築等の行為については、県知事または市町村長の許可が必要であり、都市の風致を維持するために政令及び条例で定める基準に適合しないものについては不許可とされる。（10ha以上は県知事、10ha未満は市町村長）

### 不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等にゴミ等を捨てること。

### プレイリーダー

遊び場や自然体験活動などにおいて、子どもたちの活動をみまもり、活動に応じた知識等を教える指導者（リーダー）。

### ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた緑のある小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、ベスト（チョッキ）のポケット程度の公園という意味。

## 保存樹・保存樹林

市町村や県などの環境保全条例により、市内各地域に存在する樹木や樹林のうち、特に保存が必要と認めるものに対し指定を行う。南アルプス市では、現在この制度は設けられていない。

## ボトムアップ

企業経営などで、下位から上位への発議で意思決定がなされる管理方式をいう。ここでは、住民の発議・提案から計画づくりを進行する形態をさしている。

## ま 行

### 緑のアドバイザー

緑に関する様々な相談に応じる相談員の総称。具体的には次のようなものが挙げられる。

- ・緑の指導員（緑のまちづくりに関する指導及び緑の市民活動を推進するための指導を行う者）
- ・森林インストラクター（自然環境教育を目指す森の案内人。自然と森林のしくみ、森林づくりと林業、野外での活動、教育の方法、安全対策等の全てについて一定レベルの知識を持ちコーディネートを行う）
- ・みどりのインストラクター（山梨県の制度で、森林、林業、緑化等に関する専門技術・知識を持った者を登録し、講習会等の要請に応じて、普及指導活動を行うもの）

### 緑のリサイクル

公園や街路樹等の管理により発生した枝や葉を、公園園路の舗装に用いるチップや堆肥等に再利用するなど、緑に資源を循環させて有効活用すること。

### 未利用地

市街地内における不耕作地や工場の跡地など、土地利用が行われていない土地のこと。

## や 行

### ユニバーサルデザイン

高齢者・障害者だけでなく誰もが使いやすいように配慮された施設などのデザイン。

## ら 行

### リサイクル

資源の再生利用・循環使用のこと。システムとして確立することにより、環境への負荷低減や省資源・省エネルギー、ごみの減量などの効果が期待できる。

## 緑 道

災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路、または自転車路を主体とする緑地で、幅員 10~20mを標準として、公園・緑地、学校、ショッピングセンター等を相互に結ぶよう配置する。（近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね 1 km 四方（面積 100ha）の居住単位（小学校区に相当））

### 緑地協定制

都市緑地法に基づく制度。一団の土地所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。協定には、対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置などが定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

### 緑地保全地域

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地で風致または景観が優れているなど、良好な自然的環境を形成している緑地について、建築行為など一定の行為制限を行うなどの、地方自治体が定める地域地区の一つ。樹木の伐採など一定の行為を行う際は都道府県知事の許可が必要。

## わ 行

### ワークショップ

作業場・研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、体験交流や協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動。

### ワンド

水流があまりない河川本流沿いにある小さな入江や池を意味し、漢字では湾処と書く。ワンドは水辺に住む魚や昆虫、植物など生態系にとって重要な生息場・環境となっている。

---

# 南アルプス市緑の基本計画

平成19年3月

---

発行：南アルプス市

編集：建設部都市整備課

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原 376

TEL 055-282-1111 (代) FAX 055-282-1112 (代)

URL <http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>

協力：株式会社 ブレーンズ

---